

■ Article (vol. 39) ■

中小企業に関する会社法の近年のトピックス

ー 共同相続人による権利行使者の指定ー

日本大学法学部准教授 大久保 拓也

一 事業承継と相続紛争

中小株式会社においては、オーナー社長（大株主でもある）の死後に、会社の経営権とりわけ株式の帰属をめぐる相続人間で争いが起こることが多くみられる（この問題についてはすでに Article (vol. 19) でも取り扱われており、関心が高い）。本 Article では、事業承継の最中に相続が発生し相続紛争が会社紛争化した最近の事例を検討する。

二 株式の共同相続に関する法規制

1 権利行使者の指定

株式は数人で共有することができる場所、株式は所有権ではなく株主地位または株主権であるから、準共有として民法の共有に関する規定が準用され（民法264条）、数人が株式を相続した場合にも株式の共有が生ずる（同法898条・最判昭和45年7月15日・民集24巻7号804頁）。

共有状態にある株式について、会社法は、株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使すべき者一人を定め、会社に対し、その者の氏名または名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない（会社法106条本文）と規定する。そのため、株式を相続により準共有するに至った共同相続人は、その株式について株主の権利行使者一人を定めて会社に通知し、この権利行使者において株主権を行使させる必要がある（最判昭和45年1月22日・民集24巻1号1頁）。

しかし、相続株式の分割協議の協議中に遺産相続について紛争状態になった場合には、権利行使者の指定も困難である。この権利行使者の指定については、明文の規定がないため解釈上争いがある。

2 裁判例の状況

この問題に関するリーディング・ケースである最判平成2年12月4日・民集44巻9号1165頁は、共同相続人による株主権の行使について、権利行使者が権利行使者としての指定を受けてその旨を会社に通知していないときにおいても、「特段の事情」がある場合には、株主としての権利を行使できるとする。これを

受け継ぐ最判平成9年1月28日・裁判集民事181号83頁は、「持分の価格（法定相続分）の過半数の合意」によって権利行使者を選定しうる、としている。

三 大阪高判平成20年11月28日の概要

この権利行使者の選定が争われた事案が、大阪高判平成20年11月28日（判例時報2037号137頁）である。

1 事実の概要

(1) Y会社は、創業者Aによって設立された株式会社である。Aとその妻Bとの間には、X1（長女）、X2（三女）、C（二女）がいる。Cと婚姻したDは、同時にABとの間で養子縁組の届出をした。CDの間には、E（長男）とF（長女）がいる。

AはDを後継者に指名し、平成5年以降Dが代表取締役を、Cが取締役を務めている。これに対し、X1もX2もY会社の経営に直接関与したことはない。

(2) Y会社の株主構成は、Dの家族の株式保有割合が漸次高くなっていった（X1・X2の保有する株式は3000株にすぎなかった）。

しかし、Aは平成18年6月4日に死亡し、妻Bと子のX1、X2、CおよびDが、Aが生前有していた権利義務を相続した（遺産分割未了のため、Aの保有株式9700株（本件株式）は、この5名の準共有（準共有持分は、Bが法定相続分の2分の1、X1、X2、CおよびDが法定相続分の各8分の1）に属することになった）。さらに、Bが同年8月3日、全ての財産をXらにそれぞれ等分の割合で相続させる旨の遺言を残し死亡した。これにより持株数は、Dら側14800株に対し、準共有状態の株式を過半数以上持つX1・X2側が15200株となった。

※A死亡：平成18年6月4日 9700株（本件株式）	
※B死亡：平成18年8月3日 2500株	
C 5700株（A株式準共有分 8分の1）	X1 1250株（A株式準共有分 8分の3+B株式共有 2分の1）
D 7100株（A株式準共有分 8分の1）	X2 1750株（A株式準共有分 8分の3+B株式共有 2分の1）
E 1250株	
F 750株	
計 14800株	小計 5500株（3000株+B株式2500株） A株式（9700株）が帰属すれば合計15200株

その後、上記遺言の検認手続きをきっかけにXらとDらとの間の確執が生じ、その対立は激化の一途をたどり、その対立がY会社の経営権を巡る紛争に発展した。

Xらは、平成19年10月18日、C・Dと何ら協議することなく、同日付けの書

面によって、Y会社に対し本件株式の権利行使者としてX2を指定する旨を通知した。

10月29日開催のY会社定時株主総会では、Y会社の発行済株式の全部について各株主またはその代理人の全員が出席し、Y会社側、Xら側の各議案の決議がなされた。議長であるDは、Xらの代理人（弁護士）による本件株式の議決権行使について、準共有者間で協議がされていない等の理由で認めなかったため、Y会社提案に係る議案が可決され、Xらの提案に係る議案が否決された。

そこで、Xらは、Y会社に対し、本件総会において決議がされた各議案について、決議の取消しを求めた。本件の主要な争点は、X2は、Aの有していた本件株式（9700株）の議決権を行使できるか否か等である。

2 判旨

判例は、以下の理由から権利の濫用に当たると判示し、Xらの請求を棄却した。

「共同相続人間の権利行使者の指定は、最終的には準共有持分に従ってその過半数で決ずるとしても、…準共有が暫定的状態であることにかんがみ、またその間における議決権行使の性質上、共同相続人間で事前に議案内容の重要度に応じしかるべき協議をすることが必要であって、この協議を全く行わずに権利行使者を指定するなど、共同相続人が権利行使の手續の過程でその権利を濫用した場合には、当該権利行使者の指定ないし議決権の行使は権利の濫用として許されないものと解するのが相当である。」

四 大阪高判平成20年11月28日の評価

本判決で争われたのは、二で上述した権利行使者の指定である。先例（前掲最判平成9年1月28日）によれば、わずか400株の差でXらが法定相続分の過半数の合意があるとして権利行使者を選定しうると考えられそうである。しかし、共同相続人による株式の準共有状態は、共同相続人間において遺産分割協議や家庭裁判所での調停が成立するまでの、あるいはこれが成立しない場合でも早晩なされる遺産分割審判が確定するまでの、暫定的状態にすぎない。

本判決は、そのことを考慮し、その間における権利行使者の指定およびこれに基づく議決権の行使は、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた制度であるとして制度の濫用あるいは悪用してはならないと判示したものである。

中小会社では同種の事例は多数起こりうることから、本判決の判断は、実務上参考になるであろう。

以上